

利用の適正化に向けた検討及び利用モニタリングの実施について

平成 27 年 8 月 9 日
九州地方環境事務所

1. 目的

- (1) 屋久島世界遺産管理計画モニタリング計画で定める利用に関するモニタリングの調査項目や調査方法を定めてモニタリング実行計画を策定し、モニタリングを実施する。
- (2) 世界遺産地域を含む屋久島の保護地域の利用の適正化を図るため、望ましい利用のあり方の検討に資するため、利用の管理方法の検討を行う。

2. 平成 26 年度の実施状況

(1) モニタリング実行計画の策定

- ・別紙 1 のとおり、モニタリング実行計画を策定。

(2) モニタリングの実施

①利用の質に関するモニタリング

- ・モニタリング実行計画策定のための予備調査として実施。(別紙 2)
 - ◆調査期間 平成 27 年 3 月 13～15 日(金・土・日) 計 3 日間
 - ◆調査地点 屋久島空港、宮之浦港、安房港
 - ◆調査対象 来島目的把握調査：船舶、航空機を利用して島外に出る人
来島者調査：来島目的が観光の人
 - ◆調査方法 来島目的把握調査：対面聞き取り式
来島者調査：アンケート式(郵送回収)
 - ◆回答数 来島目的把握調査：814(声かけ 847)
来島者調査：160(配布数 407)

②利用の数に関するモニタリング

- ・山岳部利用者数調査
 - ◆5カ所(大株、楠川、淀川、高塚、モッチョム)に設置されている登山者計測用カウンター計 9 台のうち、7 台の修理、再設置と精度調査を実施。
- ・避難小屋の宿泊人数調査
 - ◆モニタリング実行計画策定のための予備調査として、島内ガイド事業者の協力を得て実施。
 - ◆調査期間 平成 27 年 3 月 7～20 日 計 14 日間
 - ◆調査方法 避難小屋利用状況に関する専用サイトを立ち上げ、ガイド事業者が入

山した際に宿泊・通過した避難小屋及びその周辺の利用人数を投稿してもらおう。

(3) 利用の管理方法の検討

- ・観光関係者へのヒアリング、利用管理に関する研究成果・理論及び日本各地の先行事例から、屋久島山岳部における利用の管理方法を検討。(別紙3)
- ・利用の管理方法の運用をする際の4つの段階 ①ゾーニング設定、②目標設定、③管理方策決定、④管理方策実施とモニタリングのうち、管理方法導入時に検討が必要な①について、ゾーニングの具体的なイメージを提案するため、ルート及びコースの階級分けを検討。(別紙4、5)
- ・また、検討体制の検討を実施し、体制のイメージ(案)を提示。(別紙6)

3. 平成27年度の予定

(1) 利用に関するモニタリングの実施

- ・26年度に策定したモニタリング実行計画に基づくモニタリングの実施。
- ・モニタリング結果は、昨年度結果と併せて利用実態を解析し、利用実態の現状を評価。

①利用の質に関するモニタリング

- ◆調査期間 年度内4期間(5・8・11・1月) ※5月分は実施済み。
- ◆調査地点等 26年度業務と同じ。

②利用の数に関するモニタリング

- ・山岳部利用者数調査(5月～2月頃)
 - ◆5カ所に設置されている登山者計測用カウンターデータの整理・解析
- ・避難小屋の宿泊人数調査(5月～2月頃)
 - ◆島内ガイド事業者の協力を得て実施。
 - ◆調査方法 昨年度同様、専用サイトを立ち上げ、ガイド事業者が入山した際に宿泊・通過した避難小屋及びその周辺の利用人数を投稿してもらおう。

③指標案の検討

- ・屋久島世界遺産管理計画モニタリング計画に示された利用に関するモニタリング項目から、利用の管理に係る指標として設定すべき項目を検討。
- ・指標案の適正值検討のためのデータ収集(既存データでの変動幅の把握)

(2) 利用の管理方法の検討

①ルート及びコースの階級分け(ゾーニング案)の再評価

- ・昨年度提示したルート及びコースの階級分け(ゾーニング案)について、ガイド事業者等、学識者にヒアリングを行って評価を補正し、ゾーニング案の修正を検討。

②ルート・コース等の利用体験の質の検討

- ・ 代表的なルート、コース等において、ヒアリング結果や既存文献を踏まえ、「保護地域管理者（施設設置者）が利用者に提供することを想定した利用体験の質（どういった体験を通じて、何を感じてもらいたいか）の案を作成する。

③検討体制の検討

- ・ 昨年度の検討結果を踏まえ、より具体的な検討を実施。ただし、類似の検討組織が多く、会議過多であることにも留意。